

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

- 市税を一時に納付することができない方のために猶予制度がありますので、納税課(国民健康保険税は国民健康保険課)にご相談ください。

①徴収の猶予(地方税法第15条)

- 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、ご相談ください。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者又は生計を同じにするご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、予約キャンセルが相次いだため、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、予約キャンセルが相次いだ、給食の食材を廃棄した等の理由により、事業に著しい損失を受けた場合

猶予が認められると・・・

- 猶予期間内に分割して納付することができます。
- 新たな督促や差押え、財産の換価(売却)が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

他の猶予制度を利用することができます。裏面をご参照下さい。

②申請による換価の猶予(地方税法第15条の6)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することで、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある場合、換価の猶予が認められる場合があります。

要件

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる恐れがあること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと。
- ④ 猶予を受ける市税の納期限から6ヶ月以内に申請書が提出されること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。(猶予金額が100万円以内又は猶予期間が3ヶ月の場合を除く)

猶予が認められると・・・

- 猶予期間内に分割して納付することができます。
- 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

猶予等の申請をご検討の方は、下記までご相談ください。

問い合わせ先

延岡市 納税課 TEL:0982-22-7011
延岡市 国民健康保険課 TEL:0982-22-7055